



# 震災復興情報



皆さんに  
伝えたい情報



必要な手続き  
はお早めに



困り事は  
気軽に相談を



内容を確認の  
上応募を



お楽しみ  
いっぱい



## 相談あない

### ●「災害復興住宅融資」無料相談会(要予約)

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

**と き** 12月19日(金)・20日(土)  
平成27年1月23日(金)・24日(土)  
午前10時～午後4時

**と ころ** 市役所5階市民サロン前

**申・問** 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353  
午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

**問** 市生活再建支援課(内線3953)

### ●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・被災ローン減免制度・金銭貸借・離婚・家庭内暴力・解雇・パワハラ・未払賃金
- ・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
- ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	と ころ	相談時間	相談担当者
12月19日(金)	仮設開成第8団地集会所 (開成1-63)	午前10時～午後4時	弁護士 社会福祉士

※事前予約の方が優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも無料相談ができます。

**申・問** 法テラス東松島 ☎050-3383-0009  
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

**問** 市生活再建支援課(内線3965)

### ●被災従前地買い取りのための司法書士の無料相談窓口(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買い取り事業に伴い、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設しています。

**と き** 毎週木曜日 午前10時～午後5時  
毎週日曜日 午後1時～5時 ※相談日が祝日の場合も実施  
※来年1月から相談日が毎週木曜日のみとなります。

**と ころ** 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)

**相談内容** 相続関係、抵当権、その他権利関係等

**予約受付** 司法書士相談窓口予約コールセンター  
(内線5541・5542) ☎98-8986  
午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

**問** 用地課(内線5535・5536)

### ●よろず電話相談室「ひだまり」

**相談内容** 二重ローン、労働問題、家庭問題等

**対 象** 石巻市、東松島市、女川町在住の方

**相談時間** 午前10時～午後5時(午後5時以降は留守電にて予約受付)

**相談方法** フリーダイヤル0120-86-5060

**申・問** NPO法人DoTankみやぎ ☎22-3874  
FAX22-3874 ✉info@npo-dtm.com

**問** 市地域協働課(内線4238)



## 平成26年度中小企業復旧支援事業補助金(第3回)

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設等の復旧に要する経費の一部を補助します。

※第2回募集から、アパート、貸事務所等も補助対象となっています。

**対 象**

①震災時市内で事業を営んでいた方(個人事業者にあっては、震災時に市内に居住していた方)で、市内で事業を再開または継続する方

※対象とならない業種もあります。

②施設が大規模半壊以上の被害を受けた方

③市税および国民健康保険税に未納がない方

④施設等の復旧に係る国・県等の補助金を受けていない方

⑤来年3月31日(火)までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(すでに復旧を終えている場合も可)

※すでに同制度を利用されている方は、対象外となります。

**補助金額等**

施設等の復旧に要した経費(税抜で20万円以上)の2分の1以内(限度額100万円)補助金交付の申請は、1事業者につき1施設に係るもののみとなります。

※例えばアパート等を複数棟所有している場合でも、申請は1棟のみとなります。

**受付期間** 平成27年1月13日(火)～2月6日(金)

**申・問** 商工課(内線3523・3524)



## 津波避難ビル認定第8号

津波発生時には、津波浸水域外のより高い場所に避難することが基本ですが、市では、沿岸部において、浸水域外への避難が遅れた市民の皆さんの安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設を活用し、津波一時避難場所の整備を進めています。

この度、阿部勝自動車工業株式会社軽自動車館(三ツ股二丁目5-50号)を津波避難ビル第8号として認定しました。

**問** 防災推進課(内線4173)



## 企業立地等促進条例助成制度

市では、産業振興と雇用の拡大を図るため、市内に事業所等を新設、増設および移設した企業に助成金を交付します。

助成金を受けるためには、業種や設備投資額、雇用人数等、一定の要件があるほか、操業開始の30日前までに申請が必要です。

詳細はホームページをご覧ください。

**問** 産業推進課(内線3544・3548)